

答 申

諮問第 1 3 5 号

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 1 3 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 6 年 7 月 2 0 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、公文書を「作成又は取得していないため」との理由で非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 2 6 年 8 月 5 日付け技第 5 4 8 号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 2 6 年 8 月 1 9 日付けで行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人が、平成 2 6 年 1 月 1 0 日付けで書証と共に提出をした苦情申立て記載の和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇の総合住宅設備業者による無許可・無資格で複数の違反があるにもかかわらず、監督機関の違反の判定が不可能となり、建設業の許可を受けずに、監督処分も為されないまま、現在も管工事等が行われている事例が存在しており、事実と異なる。

実施機関の行った非開示決定を取り消し、適正な情報の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 現在も、和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇において建設業法（昭和24年法律第100号）違反業者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、何ら違反の改善がなされないまま管工事業等を営んでおり、建設業法違反による被害は継続中である。
- (2) 「監督機関の違反の判定は不可能となり、建設業の許可を受けずに済み、監督処分がなされない事例」は存在しており、事実と異なる。
- (3) 実施機関の理由説明書について、和歌山県職員録の写しは貰ったが、だれが本件責任者であるのかが、分からない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に至る経過と本件異議申立書添付供覧文書について

異議申立人より平成26年1月10日付けで、自身が発注した工事の受注業者が建設業法等に違反する行為を行ったとして、県に是正を求める苦情申立てがあった。県は、その申立てに基づき調査を実施し、受注業者に対し行政指導を行った。苦情申立てに対する県の対応を確認したいとする異議申立人から別件保有個人情報の開示請求を受け、部分開示決定を行ったというのが経過である。

本件異議申立書に添付されていた平成26年5月29日付供覧は、苦情申立人より反論書が届き、供覧手続きをとったものである。その供覧文書には、苦情申立書に基づく調査を行った上で、

業者に対し行政指導を行っているが、業者と苦情申立人の主張を比較した表が記載されている。請負契約成立に必要な合意内容が不明であり、建設業法違反となる「一件の工事」であるかどうかの判定は依然不可能であるため、この反論書については受理するものの「行政指導済み」として保管に留めたことも記載されている。

2 本件処分について

実施機関では、本件開示請求の前段の「建設業法第3条の違反である請負工事代金が500万円を超える一連の、一現場、一定期間に継続して行なわれた改修工事における管工事が、「毎月末支払いの追加・変更による別工事であった。」等を明細・請負契約書も作成せずに（同法第19条違反）言い張れば、監督処分規準の「二以上の契約に分割して請負った場合については、各契約の請負代金の額の合計をもって判断額とする。」に反し、監督機関の違反の判定が不可能となり、建設業の許可を受けずに済み、監督処分が為されない事例」（以下「①」という。）については、一連の、一現場、一定期間に継続して行われた改修工事の合計額が500万円以上になるにもかかわらず、契約書を交わさず、書面を分割することで、建設業法第3条違反とならず監督処分がされなかった事例は保有しておらず、開示する公文書は存在しないため、「作成又は取得していないため」の理由により非開示決定を行った。

併せて本件開示請求の後段については、「現在の本件に係る監督機関の責任者氏名及びその役職が分かる情報。」（以下「②」という。）についても、開示する公文書は存在しないため、併せて「作成又は取得していないため」の理由により、非開示決定を行った。

本件開示請求書の①について、要は違反とわかっているにもかかわらず監督処分をしていない事例はあるのかということと解釈したが、そのような事例は当然ながらない。したがって、そのような公文書は作成されていない。

建設業法第3条については行政指導を行っているものもあるが、違反については確認されておらず、本件開示請求にかかる公文書は、「作成又は取得していないため」の理由により、非開示決定を行った。

②についても、前述のとおり①に係る公文書は作成されていないため当然ながら、非開示決定を行った。なお、代わりに職員録は一般に販売されており、条例第2条第2項に記載されている公文書には当たらないため、和歌山県職員録の写しの情報提供を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その目的を第1条で規定しており、「県民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、県の総合的な情報公開の施策に関し必要な事項を定めること」を手段として、「県の機関の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進する」ことを目的とするものである。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件開示請求対象公文書の存否について

本件では、開示請求対象公文書の特定にあたっては、①及び②に係る公文書の有無について、実施機関と異議申立人の間で見解に相違があり、実施機関は、公文書を「作成又は取得していない」として、非開示決定を行ったものである。

したがって、当審査会は、実施機関の公文書の存否について審査する。

(1) ①の該当性について

実施機関の主張によれば、実施機関では建設業法第3条については現状で行政指導を行っている事例も存在するが、違反については確認されておらず、①について該当する事例はないため、①の請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できるものである。

よって実施機関が、「作成又は取得していないため」の理由により、非開示決定を行い、開示する公文書が存在しないとする実施機関の説明は、特段不自然で不合理な点はなく、開示する公文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

(2) ②の該当性について

②は、技術調査課の①に係る監督機関の責任者氏名及びその役職が分かる情報（但し、一般個人を特定できる情報は必要ない。）に関する公文書であるが、実施機関に確認したところ、県では個々の業務に特化して責任者氏名等を明らかにした公文書を課内で作成していないことが通例であり、②の請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できるものである。

よって実施機関が、「作成又は取得していないため」の理由により、非開示決定を行い、開示する公文書が存在しないとする実施機関の説明は、特段不自然で不合理な点はなく、首肯できるものである。

3 本件処分の妥当性について

以上から、実施機関が①及び②の請求について、「作成又は取得していないため」の理由により、本件処分を行ったことは、妥当であると認められる。

4 その他

異議申立人は、和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇の個人の業者を違法な業者であるとして苦情申立てを行い、本件処分に対する異議申立書にその苦情申立書の反論書に係る実施機関の供覧文書を添付してきたが、実施機関は、和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇の個人の業者を違法な業者であると認定したものではないよう

に、当審査会も実施機関と同様に当該業者が違法であると認定したのではない旨、付記しておく。

5 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年8月28日	○諮問（実施機関）
平成26年9月11日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年9月24日	○異議申立人からの意見書を受理
平成26年11月18日	○審議
平成26年12月15日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年1月13日	○審議
平成27年2月16日	○審議
平成27年3月11日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 26 年 7 月 20 日	建設業法第 3 条の違反である請負工事代金が 5 0 0 万円を超える一連の、一現場、一定期間に継続して行なわれた改修工事における管工事が、「毎月末支払いの追加・変更による別工事であった。」等を明細・請負契約書も作成せずに（同法第 1 9 条違反）言い張れば、監督処分規準の「二以上の契約に分割して請負った場合については、各契約の請負代金の額の合計をもって判断額とする。」に反し、監督機関の違反の判定が不可能となり、建設業の許可を受けずに済み、監督処分が為されない事例と、現在の本件に係る監督機関の責任者氏名及びその役職が分かる情報。（但し、一般個人を特定できる情報は必要ない。技術調査課）